

No. 145(2015/10)

JASRAC 私的独占事件最高裁判決

—最判平成 27 年 4 月 28 日判タ 1414 号 123 頁¹

泉 克幸（京都女子大学法学部教授）

1 はじめに

一般社団法人日本音楽著作権協会（以下、「JASRAC」という）が、独占禁止法（以下、「独禁法」ともいう）が禁止する排除型私的独占²に当たる行為を行ったかどうかについて争われていた事案において、2015 年（平成 27 年）4 月 28 日、最高裁の判断が出された。本稿ではこの最高裁判決（以下、「本件最高裁判決」ともいう）が持つ意味と、そもそも本件事案がいかなる問題を抱えているのかということを紹介するとともに、若干の検討を加えることにする（なお、本件の原告・被告人は JASRAC と競争関係にある株式会社イーライセンス、また、被告・上告人は公正取引委員会（以下、「公取委」ともいう）であり、JASRAC は参加人・上告参加人という形で関与している。本稿では分かり易さを優先し、判決に現れる他の関連団体等も含め、適宜、実名で表記する）³。

全 15 ページ； 以下目次のみ

2 事案の概要

- 2-1 問題となった行為
- 2-2 市場の状況
- 2-3 本件最高裁判決に至る経緯

¹ 判決は最高裁の HP にも掲載されている。本稿では、最高裁判決を引用する際、適宜、そこに掲載された原文の頁数を明記している。

² 公正かつ自由な競争の促進を目的とする独禁法が規制する行為の 1 つに「私的独占」があり、私的独占は他の事業者を市場から排除する排除型と、他の事業者を支配する支配型とに分けられる（独禁 3 条前段、2 条 5 項）。

³ 本件最高裁判決を紹介・評釈するものとして、上杉秋則・判批・NBL1051 号 27 頁（2015 年）、村上政博・判批・国際商事法務 43 巻 6 号 795 頁・7 号 977 頁（2015 年）、根岸哲・判批・公正取引 777 号 67 頁（2015 年）、長澤哲也・判批・ジュリスト 1483 号 6 頁（2015 年）、清水知恵子・判批・ジュリスト 1483 号 83 頁（2015 年）などがある。

3 本件最高裁判決

3-1 判断基準

3-2 具体的判断

3-3 本件行為の評価

4 解説

4-1 本件最高裁判決の意義

4-2 今後の予想される争点

4-3 最後に